

第31回社会保障審議会 児童部会	資料4
平成20年10月14日	

障害児支援の見直しについて

参考資料

障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者自立支援法の抜本の見直し(報告書)(抄)

平成19年12月7日

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

5 サービス体系の在り方

障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の視点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。

障害児支援の見直しに関する検討会の開催について

検討会の開催状況

- 第1回 日時:3月18日(火)
議題:現行の障害児支援施策等について
- 第2回 日時:4月15日(火)
議題:関係団体からヒアリング
- 第3回 日時:4月25日(金)
議題:関係団体からヒアリング
- 第4回 日時:5月12日(月)
議題:障害の早期発見・早期対応策について
就学前の支援策について
- 第5回 日時:5月30日(金)
議題:就学前の支援策について
学齢期・青年期の支援策について
- 第6回 日時:6月10日(火)
議題:ライフステージを通じた相談・支援の方策について
家族支援の方策について
- 第7回 日時:6月16日(月)
議題:入所施設の在り方について
行政の実施主体について
- 第8回 日時:6月24日(火)
議題:論点整理①
- 第9回 日時:7月 4日(金)
議題:論点整理②
- 第10回 日時:7月14日(月)
議題:とりまとめ①
- 第11回 日時:7月22日(火)
議題:とりまとめ②

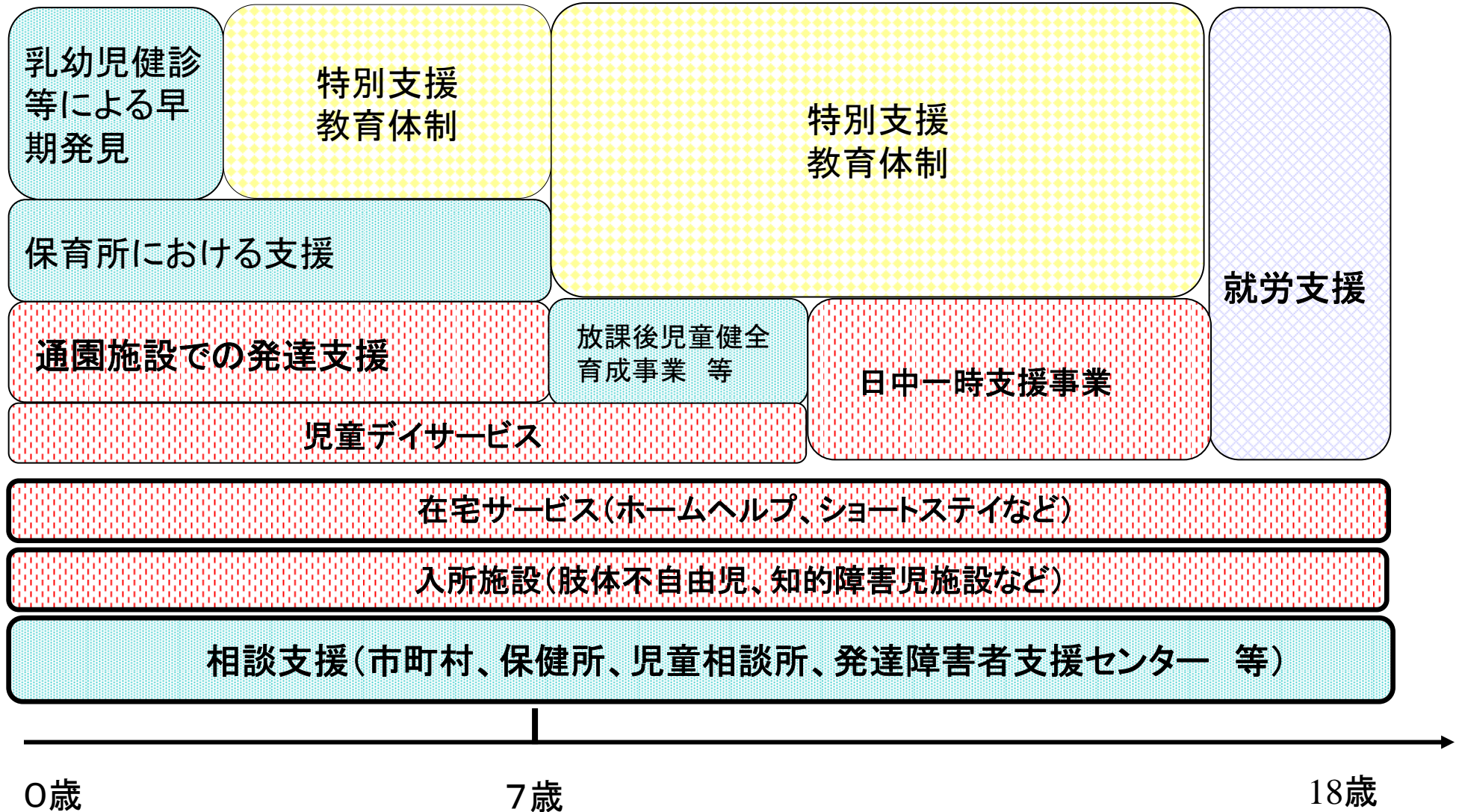
(メンバー)

- 市川 宏伸 (都立梅ヶ丘病院長)
- ◎柏女 霊峰 (淑徳大学教授)
- 北浦 雅子 (全国重症心身障害児(者)を守る会会長)
- 君塚 葵 (全国肢体不自由児施設運営協議会会長)
- 坂本 正子 (甲子園大学教授)
- 坂本 祐之輔 (東松山市長)
- 柴田 洋弥 (日本知的障害者福祉協会政策委員会専門委員)
- 末光 茂 (日本重症児福祉協会常務理事)
- 副島 宏克 (全日本手をつなぐ育成会理事長)
- 田中 正博 (全国地域生活支援ネットワーク代表)
- 中島 隆信 (慶應義塾大学客員教授)
- 橋本 勝行 (全国肢体不自由児者父母の会連合会会長)
- 松矢 勝宏 (目白大学教授)
- 宮崎 英憲 (東洋大学教授)
- 宮田 広善 (全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長)
- 山岡 修 (日本発達障害ネットワーク副代表)
- 渡辺 顕一郎 (日本福祉大学教授)

以上17名

障害児の支援体制について

対象児童：肢体不自由児、知的障害児、発達障害児など



1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査について

(母子保健法第12条)

市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

健康診査の内容

○1歳6か月児健康診査(母子保健法施行規則第2条第1項)

母子保健法第12条の規定による満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 6 四肢運動障害の有無
- 7 精神発達の状況
- 8 言語障害の有無
- 9 予防接種の実施状況
- 10 育児上問題となる事項
- 11 その他の疾病及び異常の有無

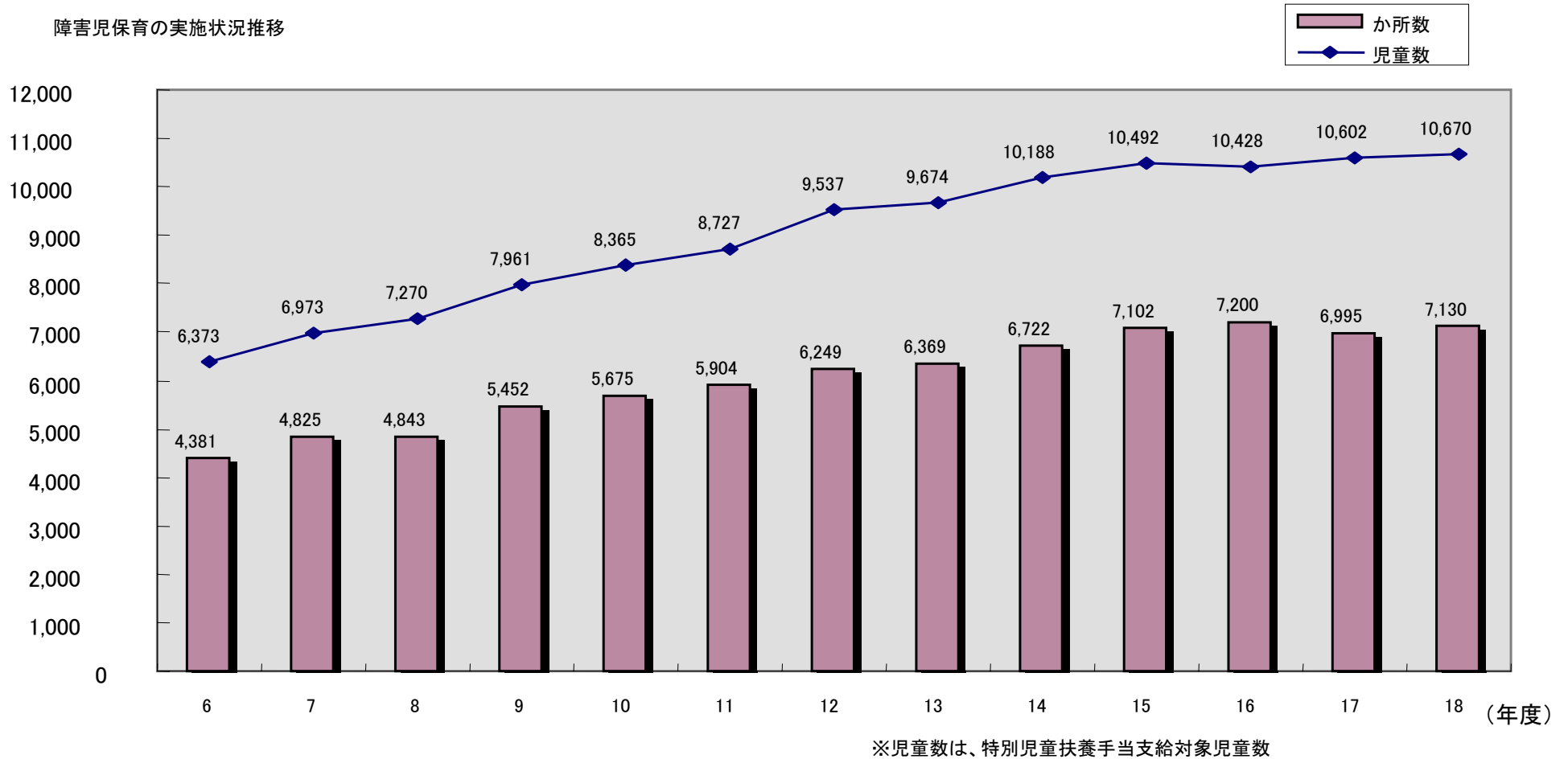
○3歳児健康診査(母子保健法施行規則第2条第2項)

法第12条の規定による満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況
- 10 言語障害の有無
- 11 予防接種の実施状況
- 12 育児上問題となる事項
- 13 その他の疾病及び異常の有無

障害児保育の実施状況について

障害児保育の実施状況推移



	実施か所数	全保育所数に占める割合	受入れ児童数(人)	全利用児童数に占める割合
平成17年度	6,995 (-205)	31.0%	10,602 (+174)	0.53%
平成18年度	7,130 (+135)	31.4%	10,670 (+68)	0.53%

※()は対前年度増減数
 ※全保育所数、全利用児童数に占める割合の欄は、各年4月1日現在の全保育所数、全利用児童数を使用し、算定。

障害児施設等の体系

入所施設：467カ所（24,527人） 通所施設：378カ所（12,335人） 児童デイサービス：1092カ所（32,329人）

		根拠法令	施設の性格	
身体障害児	肢体不自由	入所施設	肢体不自由児施設 62カ所 2,730人	児童福祉法第43条の3 肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。
		入所施設	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条) 病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
		通所施設	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条) 肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。
	視覚・聴覚・言語障害	入所施設	盲児施設 10カ所 137人	児童福祉法第43条の2 視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
		入所施設	ろうあ児施設 13カ所 165人	児童福祉法第43条の2 聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
		通所施設	難聴児通園施設 25カ所 746人	児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条) 強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。
	重複(身・知)障害	入所施設	重症心身障害児施設 115カ所 11,215人	児童福祉法第43条の4 重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。
		入所施設	知的障害児施設 254カ所 9,808人	児童福祉法第42条 知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。
	知的障害児	入所施設	自閉症児施設 7カ所 235人	児童福祉法第42条 (最低基準第48条) 自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。
		通所施設	知的障害児通園施設 254カ所 8,981人	児童福祉法第43条 知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
児童デイサービス		児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	障害者自立支援法 第5条第7項 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	

※施設数及び在所者数は、平成18年10月1日現在(平成18年度社会福祉施設等の調査の概況より。)

障害児通園施設等の概要

○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児通園施設	児童福祉法43条 (昭和32年)	知的障害のある児童を日々保護者の元から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	8,981人
難聴幼児通園施設	児童福祉法43条2 (昭和50年)	ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設。	25か所	746人
肢体不自由児通園施設	児童福祉法43条の3 (昭和38年)	肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とする施設。	99か所	2,608人

○ その他の通所施設

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
児童デイサービス	障害者自立支援法第5条第7項 (昭和47年から補助事業として実施)	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	1,092か所	32,329人

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
重症心身障害児(者)通園事業	予算事業 (平成元年よりモデル事業)	重症心身障害児(者)に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、在宅福祉の増進に資する事業	280か所	—

社会福祉施設等調査報告(H18.10.1現在))

重症心身障害児(者)通園事業は、障害福祉課調べ(H20.4.1現在)

障害児通園施設等の概要(基準等)

○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
知的障害児通園施設	都道府県 指定都市 児相設置市	知的障害のある児童	児童指導員 保育士	嘱託医 栄養士 (調理員)	指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室、便所	利用に当たっては、児童相談所長の意見(判断)が必要 整備に当たっては、整備費の国庫補助がある。
難聴幼児通園施設		強度の難聴(難聴に伴う言語障害を含む)幼児。	児童指導員、保育士 聴能訓練担当職員、 言語機能訓練担当職員		遊戯室、観察室、医務室、聴力検査室、訓練室、相談室、調理室、便所	
肢体不自由児通園施設		肢体不自由児のある児童	診療所として必要な職員、 児童指導員、保育士、看護師、 理学療法士又は作業療法士		診療所として必要な設備、 訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室	

○ その他の通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
児童デイサービス	市町村	障害児(知的・身体・精神) (グレーゾーンも可)	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士	管理者	指導訓練室(必要な機械器具等を備えたもの)、サービス提供に必要な設備、備品	利用は実施主体の支給決定による 整備費の補助制度なし。

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
重症心身障害児(者)通園事業	都道府県 指定都市 中核市	重度の知的障害と 重度の肢体不自由が重複している児童	児童指導員又は保育士 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者 医師、看護師	施設長	A型は、訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャワー室、便所、調理室 B型は、本体施設の設備を利用	利用は、実施主体の決定(重心の判定があるため、児相に確認しているのではないか。)一部補助有

障害児通園施設等の概要

○ 児童福祉法に基づく通所施設

〈定員規模30人単位 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	最低基準	単位	21日利用した場合	その他
知的障害児通園施設	法律に基づく負担金 国 1/2 都道府県 指定都市 } 1/2 児童相談所 設置市	児童指導員・保育士の総数は、通じておおむね乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上、嘱託医	663単位 (+264単位)	139,230円 (幼児 194,670円)	調理に係る費用は含まれていない。(原則自己負担)
難聴幼児通園施設		児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員、言語訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児4人につき1人以上(聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員はそれぞれ2人以上)、嘱託医	1,019単位	213,990円	
肢体不自由児通園施設		診療所として必要な職員、児童指導員、保育士、看護師及び理学療法士又は作業療法士	316単位 (+医療費)	66,360円+医療費	

○ その他の通所施設

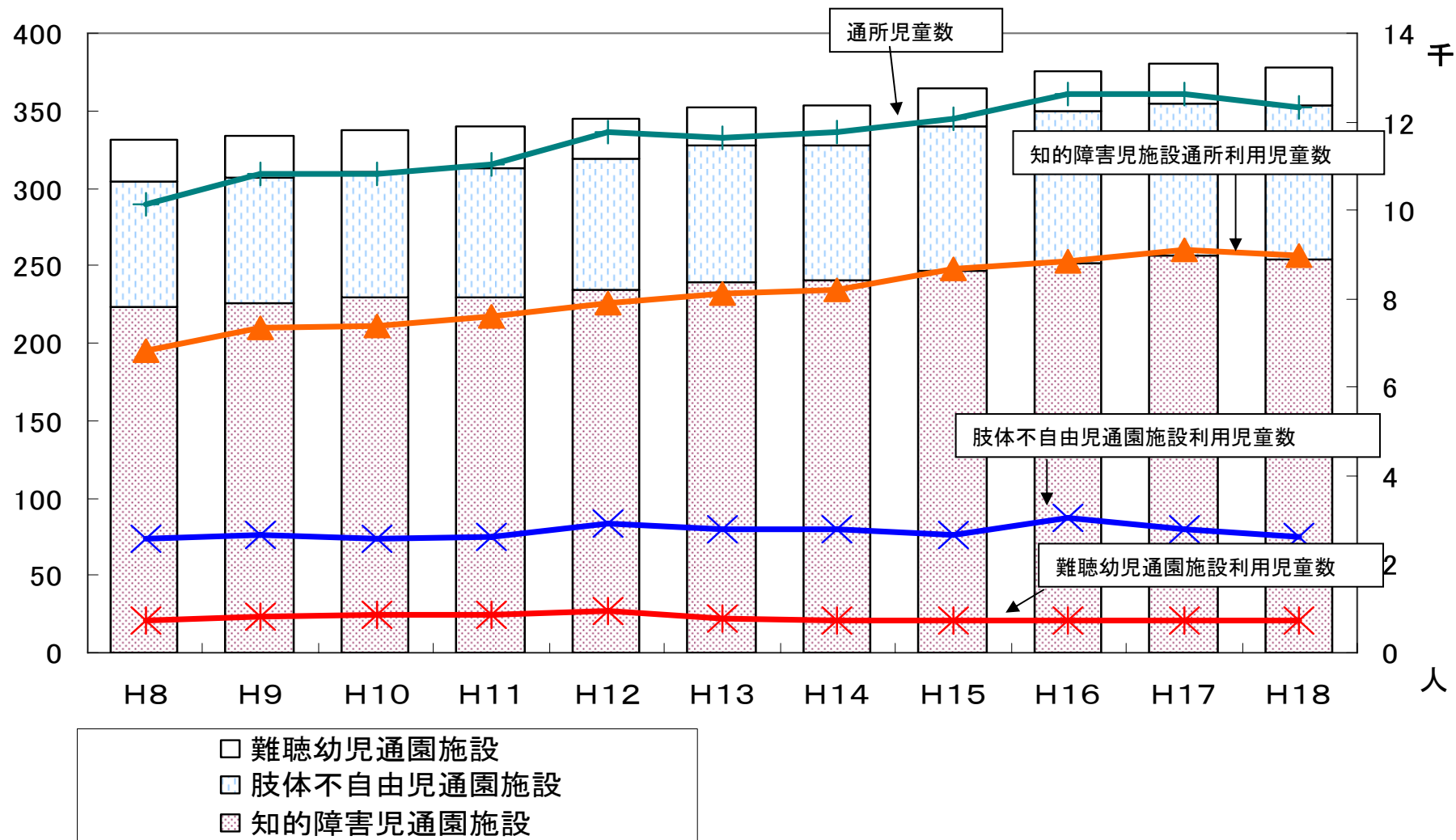
〈定員規模11~20人単位 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	指定基準	単位	21日利用した場合	その他
児童デイサービス	法律に基づく負担金 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士 10:2	508単位 (10人は、 754単位)	11~20人規模 106,680円 (10人規模 158,340円)	食事は、事業化されていない。

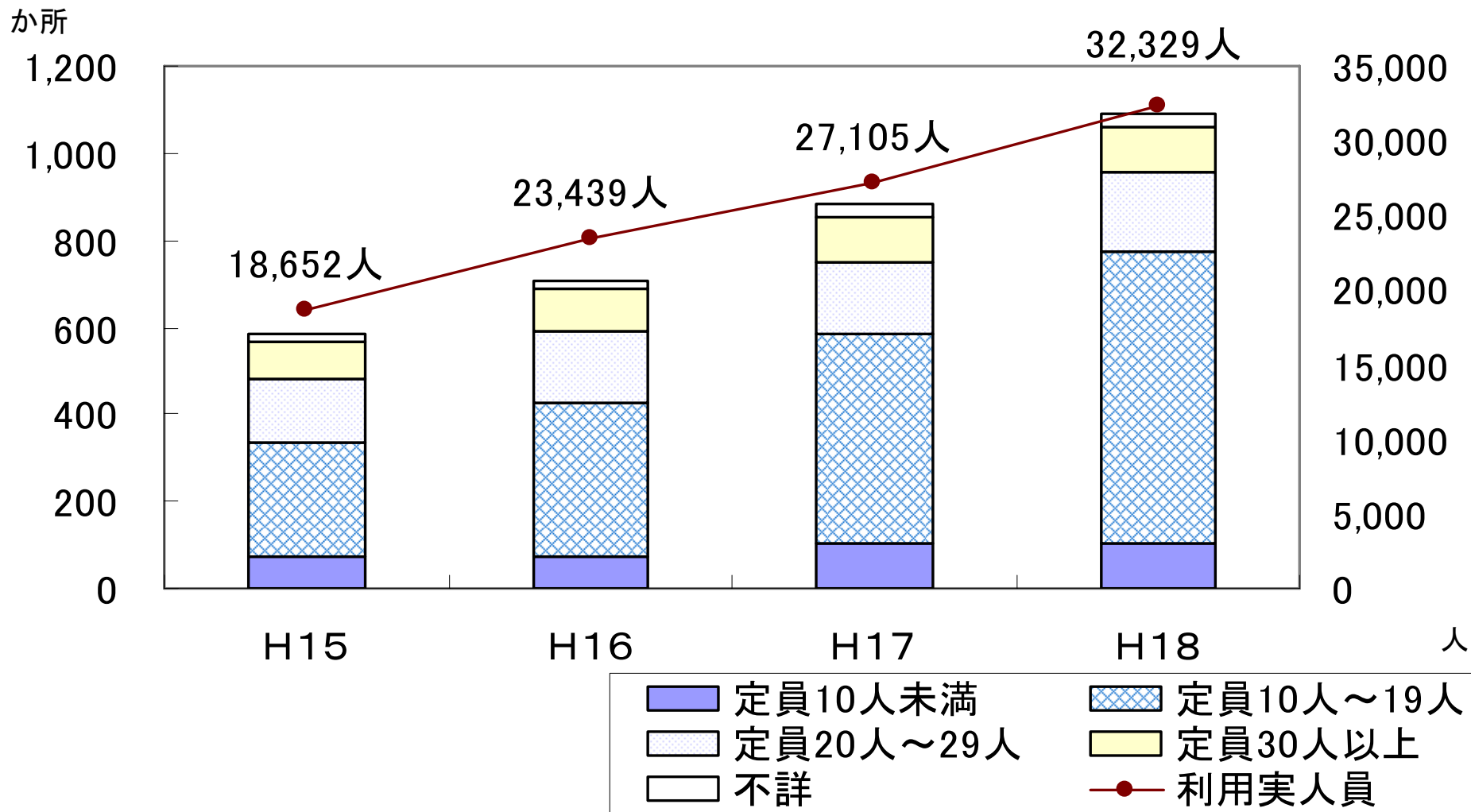
施設類型	予算	補助基準	単価	その他
重症心身障害児(者)通園事業	予算補助 国 1/2 都道府県 指定都市 } 1/2 中核市	児童指導員又は保育士、理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者、医師、看護師	月額(事務費) A型 3,099,440円(206,629円) B型 1,320,780円(264,156円)	この他に、事業費を支給利用者には、飲食物費につき、負担。

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(通所施設)

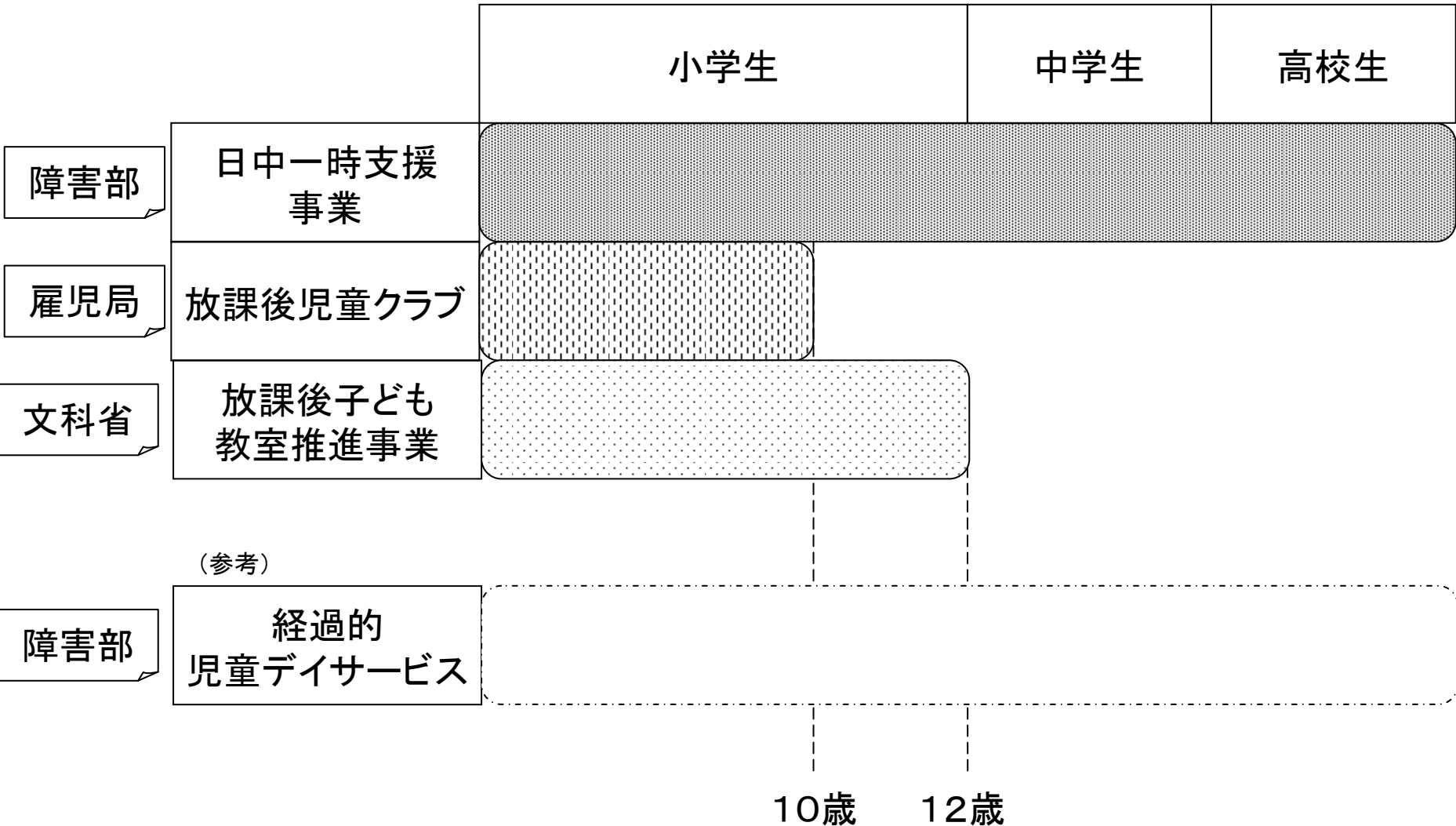
か所



児童デイサービスの施設数及び利用児童数について



年齢別の児童に対する放課後支援



障害児が利用できる放課後支援策について

	事業概要	対象者	実施主体 (実施場所)	20年度予算額 日額or月額	平成19年度か所数 (障害児受入か所数)
日中一時支援事業 (障害部)	日中において 監護する者がいない ため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。	障害児(者)	市町村 (特段の定めなし)	地域生活支援事業 (400億円)の内数 (補助金) 自治体毎の判断	1,527市町村 で実施
放課後児童クラブ (雇児局)	共働き家庭など 留守家庭 のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。	留守家庭のおおむね10歳未満の児童	市町村 (小学校の余裕教室、児童館等)	187億円 (補助金) 1クラブ当たり 月額20万円 ※児童数36~70人の場合	16,685か所 (6,538か所) ※H19.5.1現在
放課後子ども教室 推進事業 (文科省)	放課後や週末等に すべての子ども を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組みを推進する。	主に小学生	市町村 (小学校の余裕教室等)	78億円 (補助金) 自治体毎の判断	6,267か所* (一) *見込を含む
(参考) 児童デイサービス事業 (障害部)	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への 適応訓練 を行う。	就学前児童を原則	市町村 (特段の定めなし)	介護給付費 (日中活動・居住サービス (3,740億円))の内数 (負担金) 1人日額 2,830円 *11~20人の定員の場合	1,092か所 ※H18.10.1現在

児童デイサービス

【対象児童】

- 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。
- ※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。
- ※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等に対応

【事業内容】

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。
- 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。
- 個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 指導員又は保育士
10:2以上

【報酬単価】

508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

〔経過措置の取扱い〕

平成18年9月30日において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

【対象児童】

- 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童（必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める）。

【事業内容】

- 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。（必ずしも、1対1での指導時間を必要としない）。

【人員配置】

- 指導員又は保育士
15:2以上

【報酬単価】

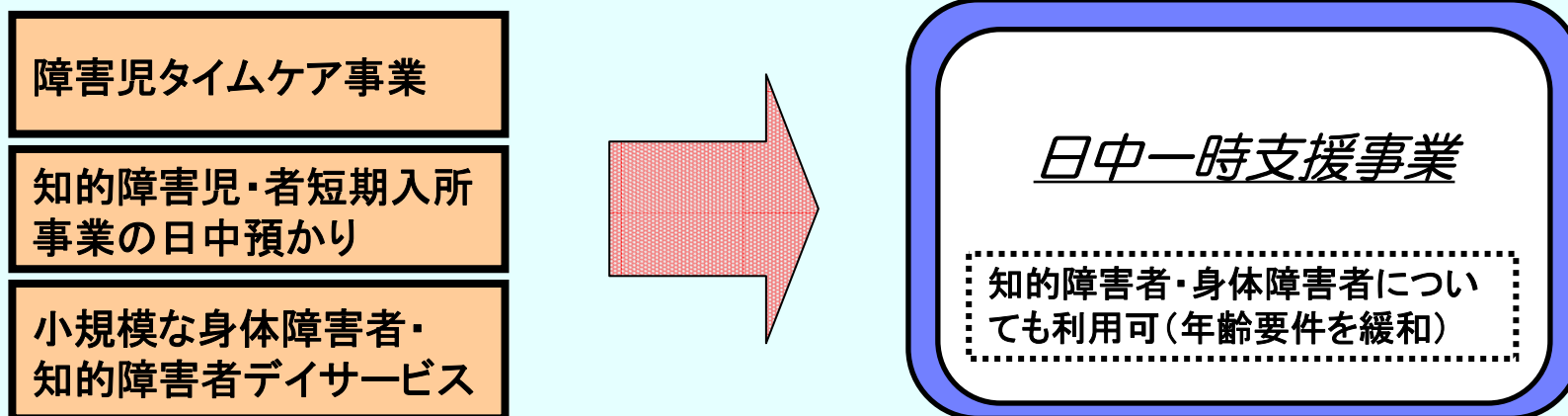
283単位（1日あたり平均利用人員11～20人）

日中一時支援事業

【利用者】

- 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者(児)
従来の「障害児タイムケア事業」、「知的障害児・者短期入所事業の日中預かり」、「身体・知的障害者デイサービス事業」の一部を取り込む形で地域生活支援事業(市町村が行う事業)に位置づけ。

障害児タイムケア事業等の再編



【サービス内容等】

- 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

【利用定員等】

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

【実施状況】

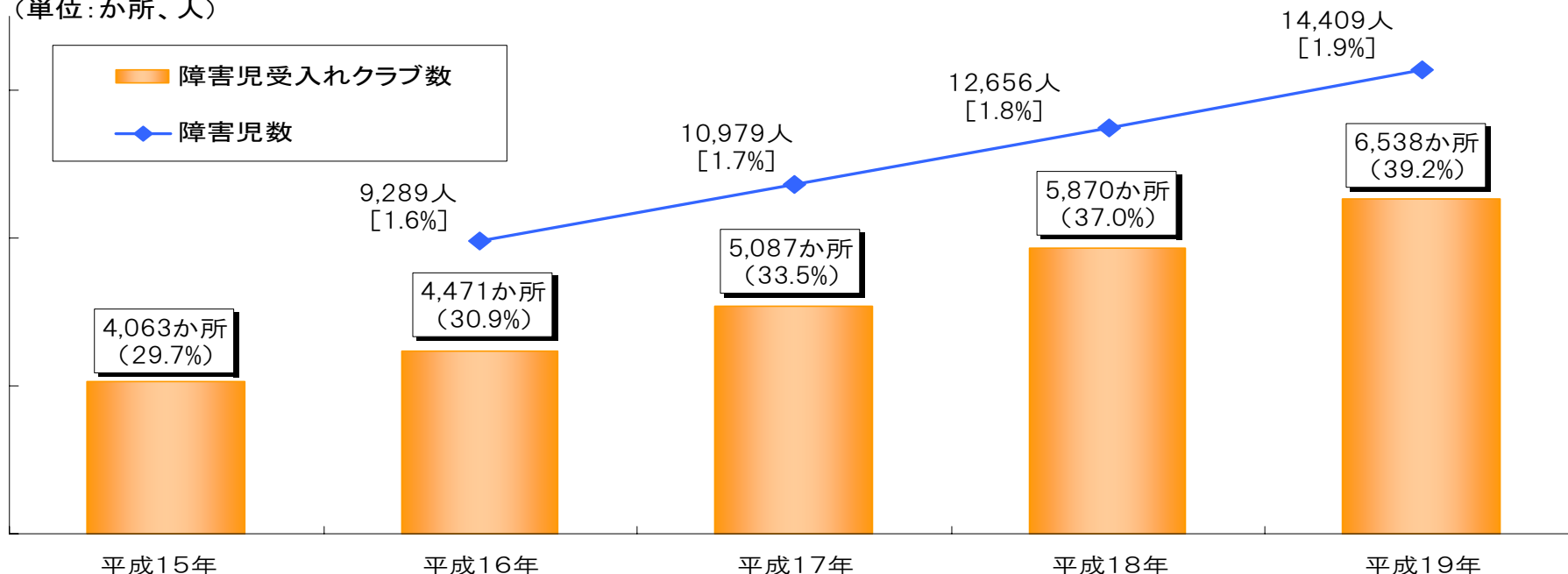
【H18'】 1,397市町村(76.5%) ⇒ 【H19'】 1,527市町村(84.0%)

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ状況

〈放課後児童クラブの概要〉

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に修学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

(単位: か所、人)



(注) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合である。

〈厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ〉

受入れに対する経費の補助 〈障害児受入推進事業〉

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進を図るため、障害児対応の指導員を各クラブに配置するための経費。(平成20年度予算 1クラブ当たり年額1,421,000円)

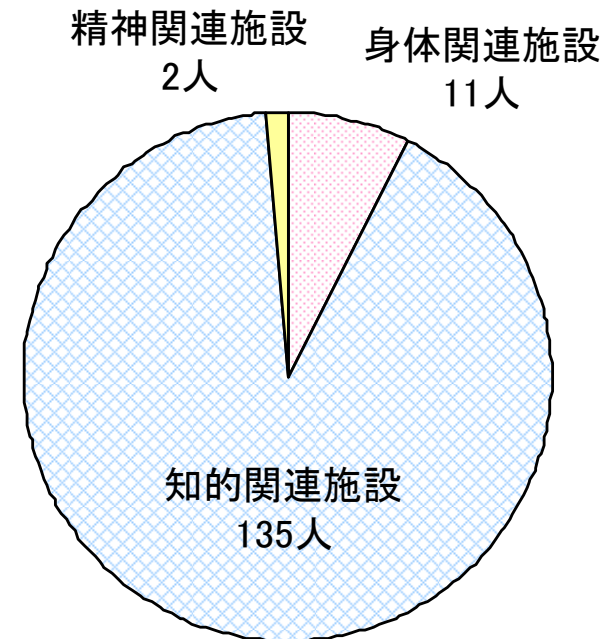
障害児による就労支援事業の活用について

- 障害者自立支援法では、障害者の就労を積極的に支援し、障害者が地域で自立して暮らしていくことができるよう、就労移行支援や就労継続支援などの事業を創設。
- 15歳以上の障害を持つ児童についても、児童相談所長が認めた場合などには、上記サービスを利用することが可能。【障害者自立支援法附則第2条】

<就労系サービス利用者数の年齢構成>

	人	割合(%)
18歳未満	148	0.3%
18歳以上65歳未満	47,868	95.5%
65歳以上	1,746	3.5%
無回答	340	0.7%
合計	50,102	100.0%

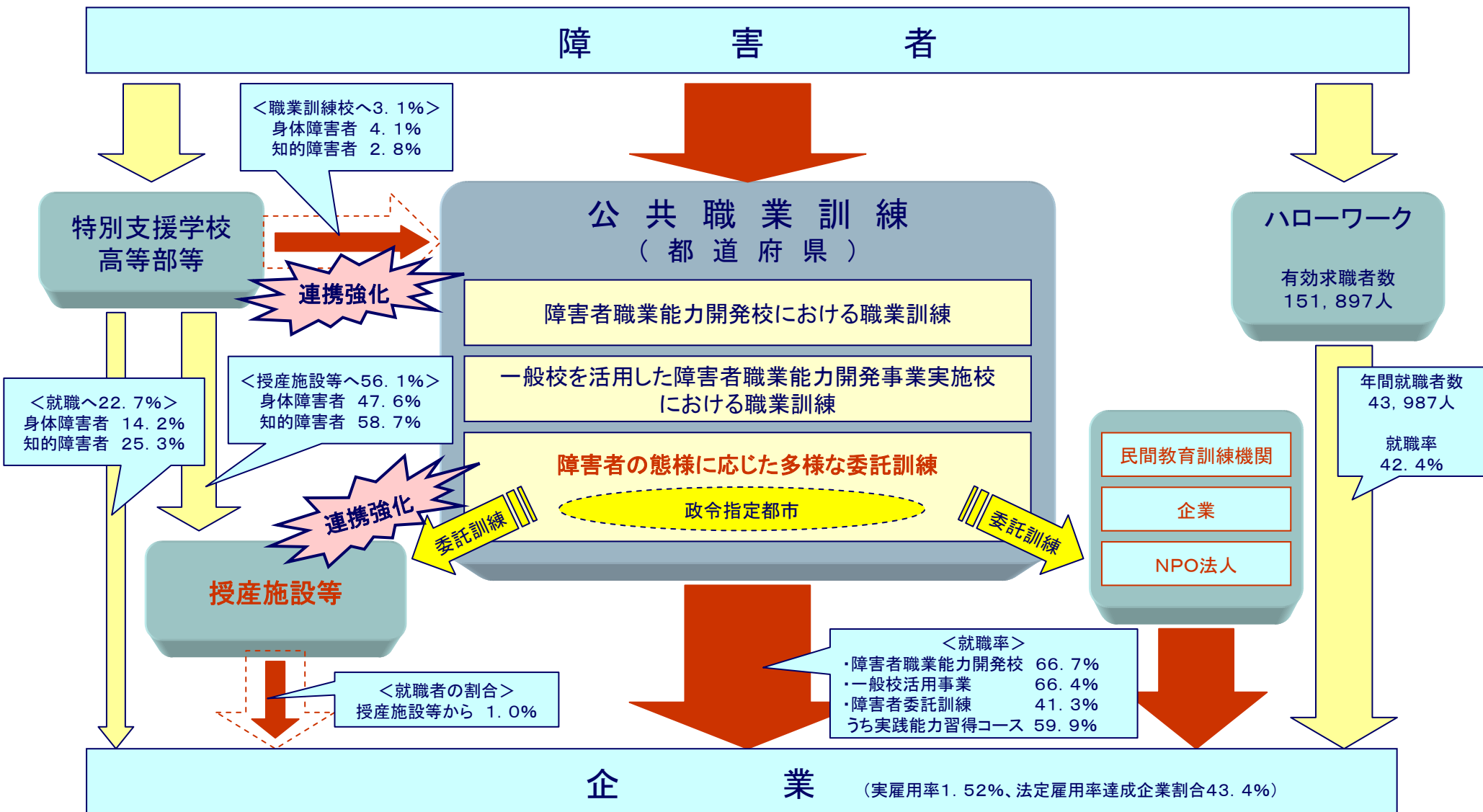
<18歳未満の者の就労系サービス利用者数> (N=50,102人)



【出典】平成18年度 社会就労センター実態調査報告書

(注) 身体関連施設：身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設
 知的関連施設：知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者小規模通所授産施設
 精神関連施設：精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設

★ 障害者の職業能力開発の推進について(H20)



(注) 特別支援学校高等部等卒業生の進路状況は、文部科学省「特別支援教育資料」(平成19年5月)
 授産施設等からの就職者の割合は平成12年度社会就労センター実態調査報告書
 ハローワークの有効求職者は平成19年3月末現在。年間就職者数は平成18年度
 障害者職業能力開発校・一般校活用事業・障害者委託訓練の就職率は18年度

障害児の相談支援体制

都道府県

障害児等療育支援事業

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

【財源】 交付税

関係機関・施設

関係機関

- ・発達障害者支援センター（都道府県）
- ・児童相談所（都道府県）

市町村

障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援

【財源】 交付税

関連施設

- ・障害児入所施設
- ・障害児通園施設
- ・児童デイサービス事業

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付(法定)

国1/2、県1/4、市町村1/4

(参考) 一般施策

- ・市町村保健センター 等

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者
(乳幼児期から学齢期、学齢期から就労への移行等、生活環境が大きく変わる場合も含まれる)

地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

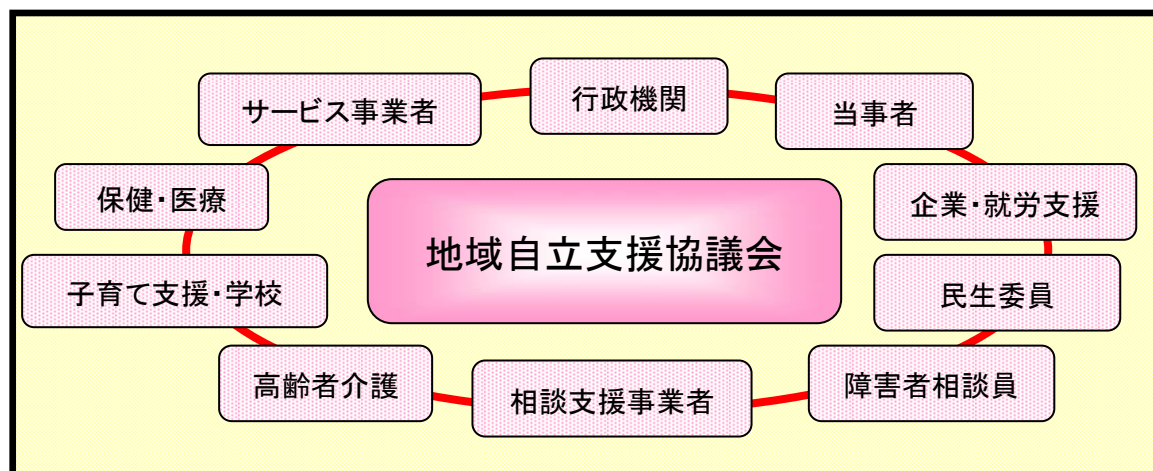
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

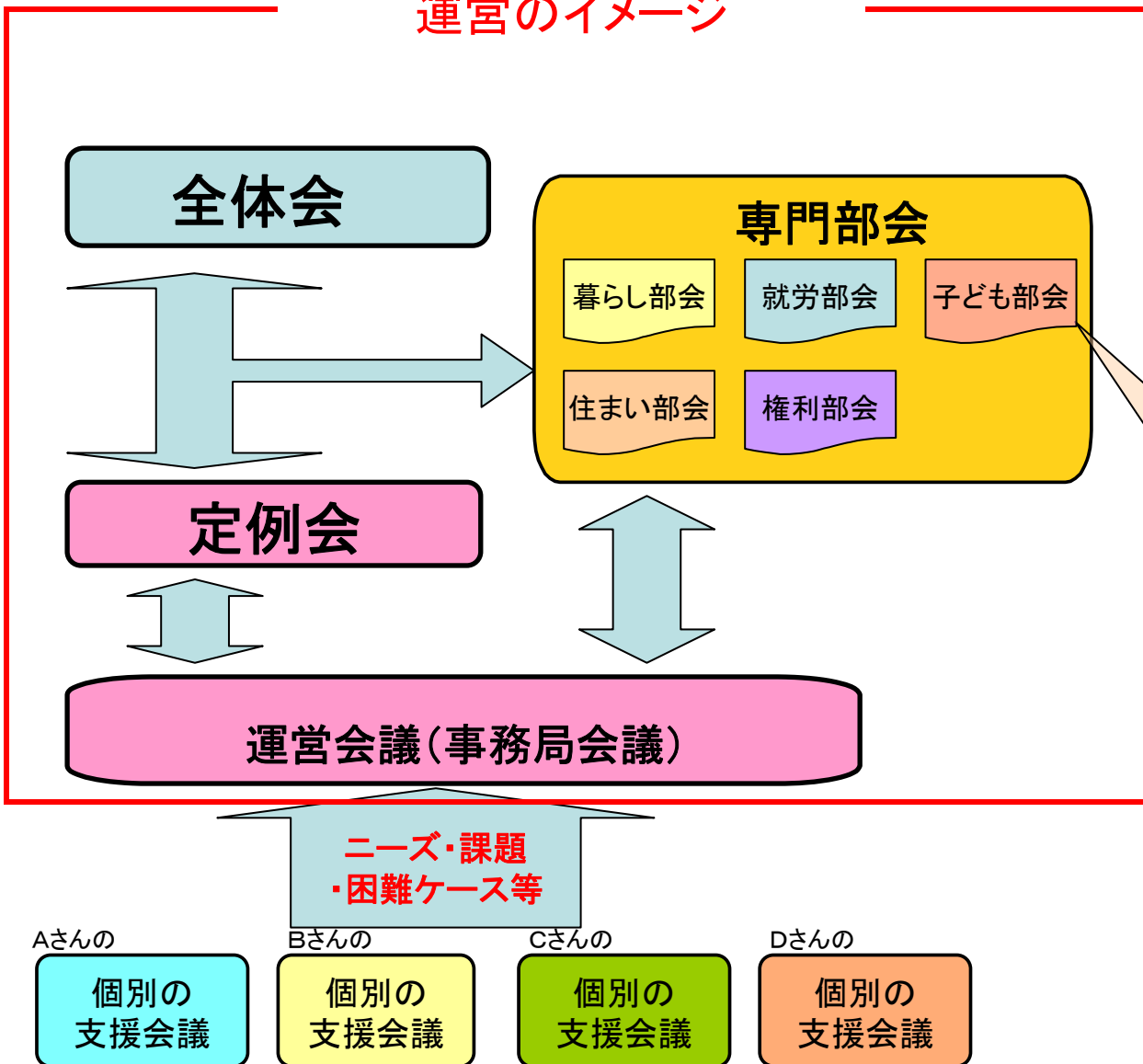
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



障害者自立支援協議会の運営例

運営のイメージ



地域自立支援協議会の設置形態、運営方法(専門部会の運営等)は、地域特性を反映して多様に展開されている。

(例)
※部会を設置し、それぞれのテーマごとに、個別支援事例で確認された地域課題の協議等を行うことが考えられる

※要保護児童対策協議会、特別支援教育のための協議会との連携も考えられる

連携強化・システムの構築

相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

○実施主体 市町村直営 25% 委託 58% 直営＋委託 17%
(相談支援事業者への委託)

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

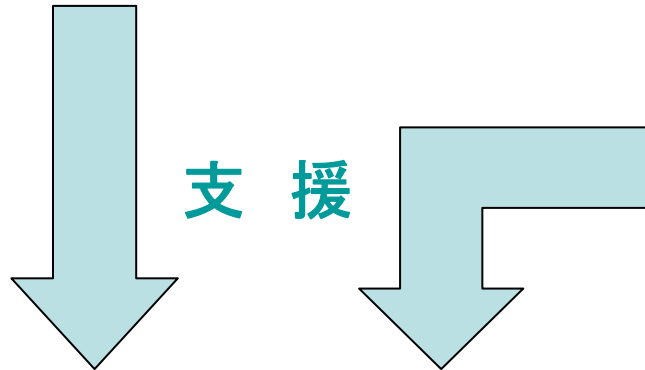
地域における相談支援のイメージ

発達障害者支援センター(都道府県)

児童相談所(都道府県)

障害児等療育支援事業
(都道府県・圏域ごと)

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援



専門機関

(通園施設
・児童デイ等)

地域への新たな支援

療育支援

〔 専門職が保育所等へ巡回し、本人(及び親、保育士等)を支援 〕

一般の相談支援

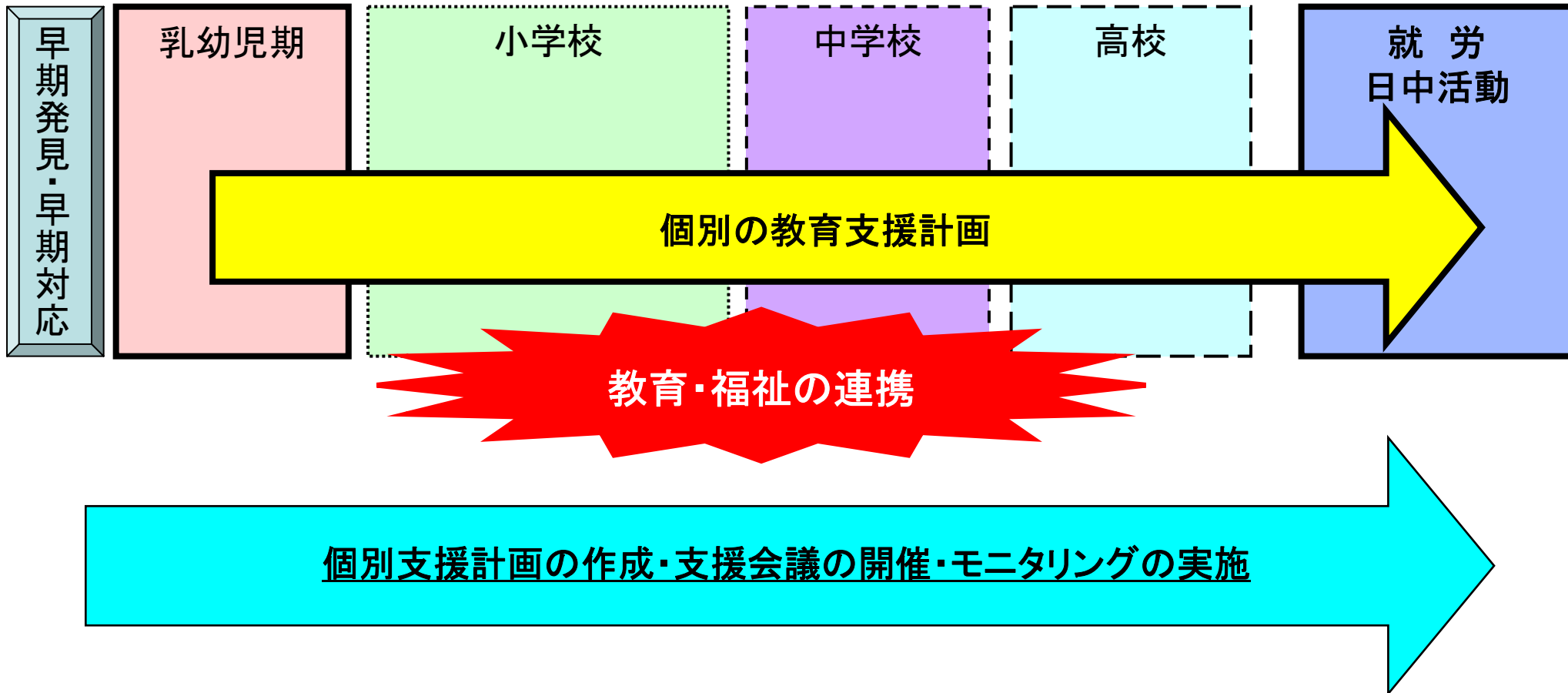
〔 保育所等への巡回や、センターで、グレーゾーンを含む相談に対応 〕

個別の相談支援

〔 個別の支援計画づくりや、支援会議のコーディネートを行う 〕

障害者相談支援事業
(市区町村ごと)

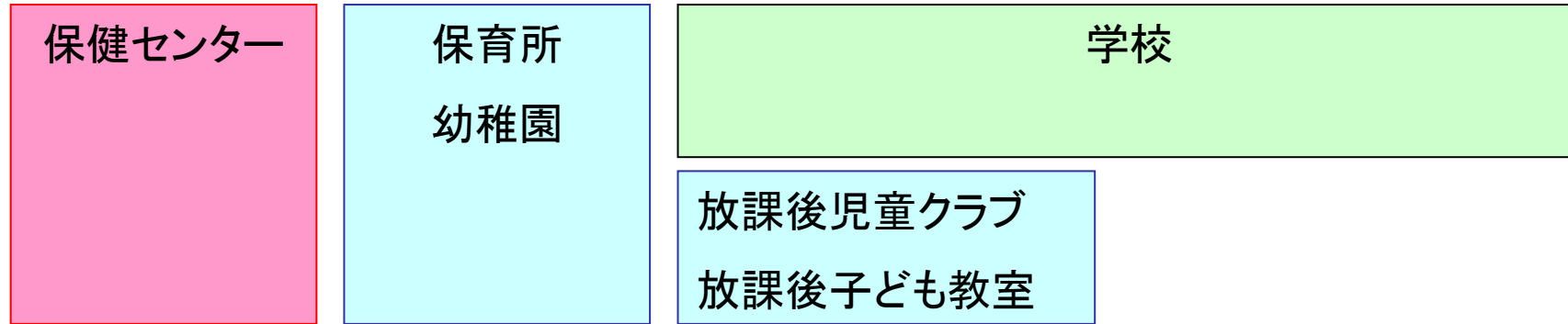
ライフステージに応じた相談支援



※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

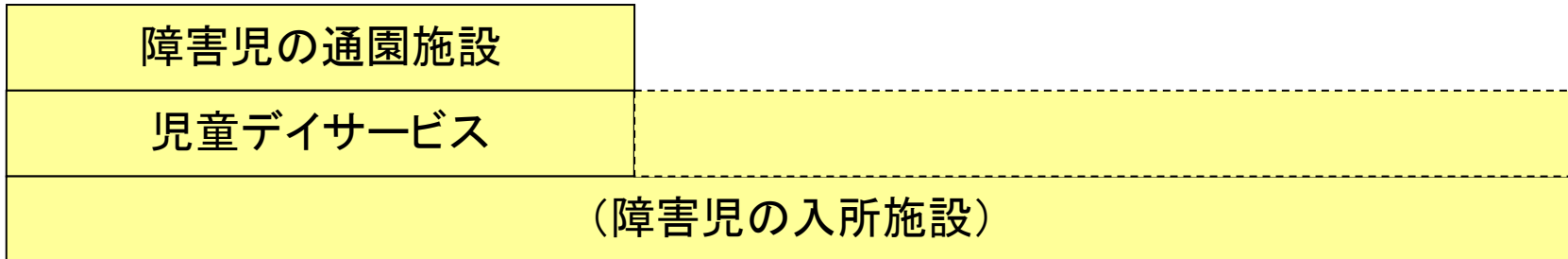
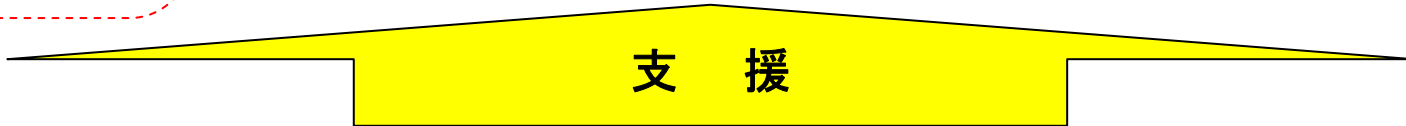
※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等)が中心となり作成するもの。

障害児の専門機関による支援のイメージ



専門機関が
出向いていく
ことにより、
敷居が低い
ところで支援
を受けること
ができる。

専門機関が
出向いていく
ことにより、
一般施策に
おける受入れ
を促進する。
並行通園する
児童を増や
していく。



就労・地域における自立

短期入所

【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分1以上である者
- ② 障害児の場合は、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分に規定する区分1以上である者

【サービス内容等】

- 入浴、排せつ又は食事の介護等を提供。
- 利用者の障害程度区分に応じて報酬単価を設定。
- 医療機関で実施する短期入所については別に報酬単価を設定。



【人員配置】

- 短期入所の利用者を本体施設の数とみなした上で、本体施設に必要な人員を配置。
- 単独型事業所においては、生活支援員を必要数。

【報酬単価】

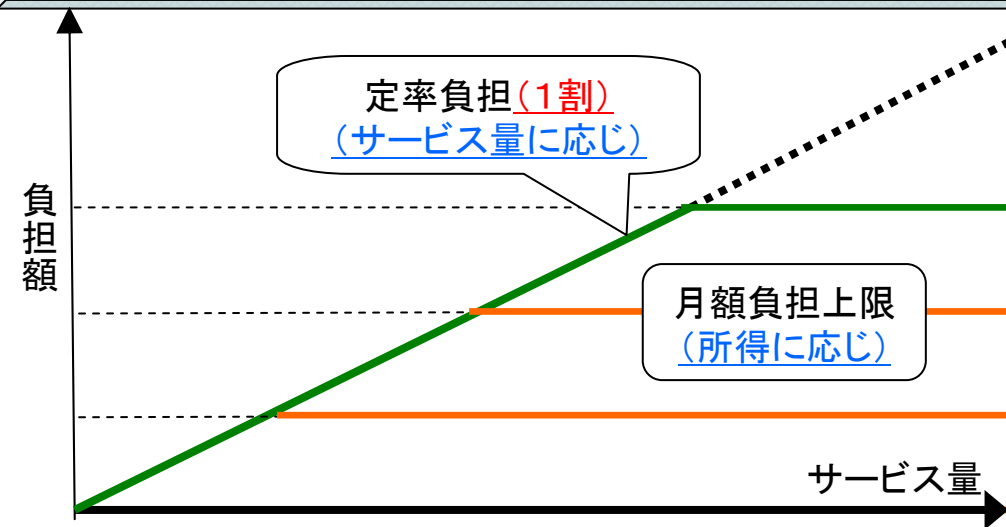
- 490単位(区分1及び2)～890単位(区分6)
 - ・ 重症心身障害児等については、2,400単位
 - ・ 遷延性意識障害者等については、1,400単位

【実施状況】

- 6,255か所 平成18年社会福祉施設等調査より
医療機関で実施している短期入所 59か所
(出典:独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)データ調べ)

障害児のいる世帯の負担限度額

(居宅・通所サービスの場合)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

【施行時】

① <介護保険並び(原則)>

一般	<u>37,200円</u>
低所得2	<u>24,600円</u>
低所得1	<u>15,000円</u>
生活保護	<u>0円</u>

② <社会福祉法人軽減>

一般	<u>37,200円</u>
低所得2	<u>12,300円</u>
低所得1	<u>7,500円</u>
生活保護	<u>0円</u>

【19. 4. 1~】

③ <特別対策>

一般	<u>37,200円</u>
一般 (所得割16万円未満)	<u>9,300円</u>
低所得2(※)	<u>6,150円</u>
低所得1	<u>3,750円</u>
生活保護	<u>0円</u>

【20. 7. 1~】

④ <緊急措置>

一般	<u>37,200円</u>
一般 (所得割28万円未満)	<u>4,600円</u>
低所得2(※2)	<u>3,000円</u>
低所得1	<u>1,500円</u>
生活保護	<u>0円</u>

障害児入所施設の概要

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児施設	児童福祉法42条	知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	9,808人
自閉症児施設	児童福祉法42条	自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設。	7か所	235人
盲児施設	児童福祉法43条の2	盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設。	10か所	137人
ろうあ児施設	児童福祉法43条の2	同上	13か所	165人
肢体不自由児施設	児童福祉法43条の3	肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	62か所	2,730人
肢体不自由児療護施設	児童福祉法43条の3	病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設。	6か所	237人
重症心身障害児施設	児童福祉法43条の4	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設。	115か所	11,215人

〈社会福祉施設等調査報告(H18.10.1現在)〉

障害児入所施設の概要(基準等)

○ 福祉型(病院であることを要件としない障害児入所施設)

施設類型	対象者	職員配置	設備基準	
知的障害児施設	知的障害のある児童	児童指導員 保育士 嘱託医 栄養士 調理員 職業指導員 (職業指導を行う場合)	居室 調理室 浴室 便所 医務室 静養室 講堂・遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 音楽指導に関する設備 講堂・遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 映写に関する設備 訓練室 屋外訓練場	
第2種自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童であって病院に收容することを要しないもの			医師 看護師
盲児施設	盲児(強度の弱視児を含む)			
ろうあ児施設	ろうあ児(強度の難聴児を含む)			
肢体不自由児療護施設	病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なもの			

障害児施設等の概要(基準等)

○ 医療型(病院であることを要する障害児入所施設)

施設類型	対象者	職員配置		設備基準				
第1種自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童であつて病院に收容することを要するもの	医療法に規定する病院として必要な職員 児童指導員 保育士		医療法に規定する病院として必要な設備 訓練室 浴室	観察室 静養室			
肢体不自由児施設	肢体不自由のある児童				理学療法士又は作業療法士 職業指導員 (職業指導を行う場合)	職業指導員 (職業指導を行う場合)	訓練室 浴室	ギブス室・訓練室 屋外訓練場・講堂 図書室 特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備 義肢装具を製作する設備(他に適当な施設があるときは設けることを要しない)
重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する児童							理学療法士又は作業療法士 心理指導を担当する職員

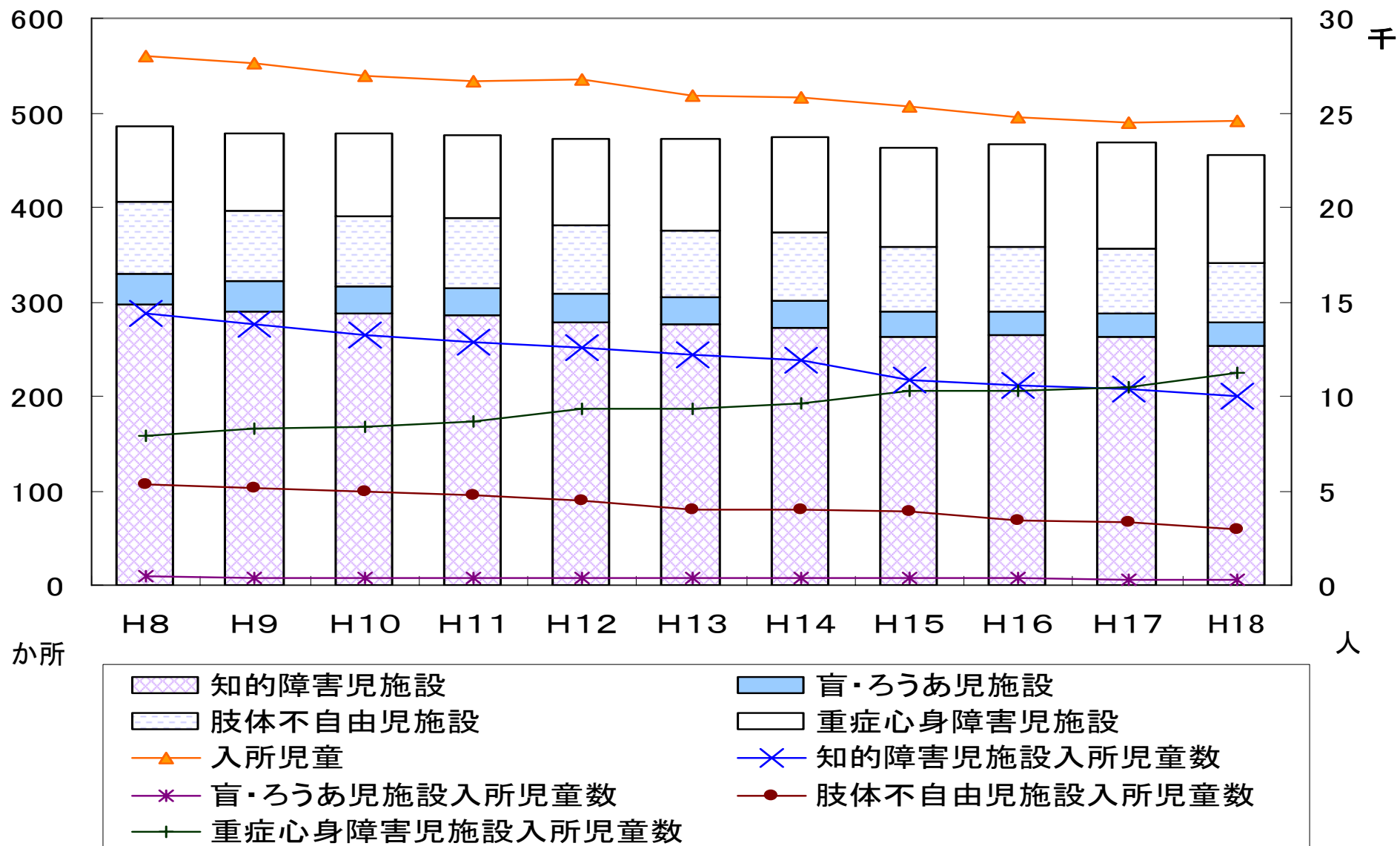
障害児入所施設の概要(予算)

(定員規模別30人 単価 地域加算がない場合)

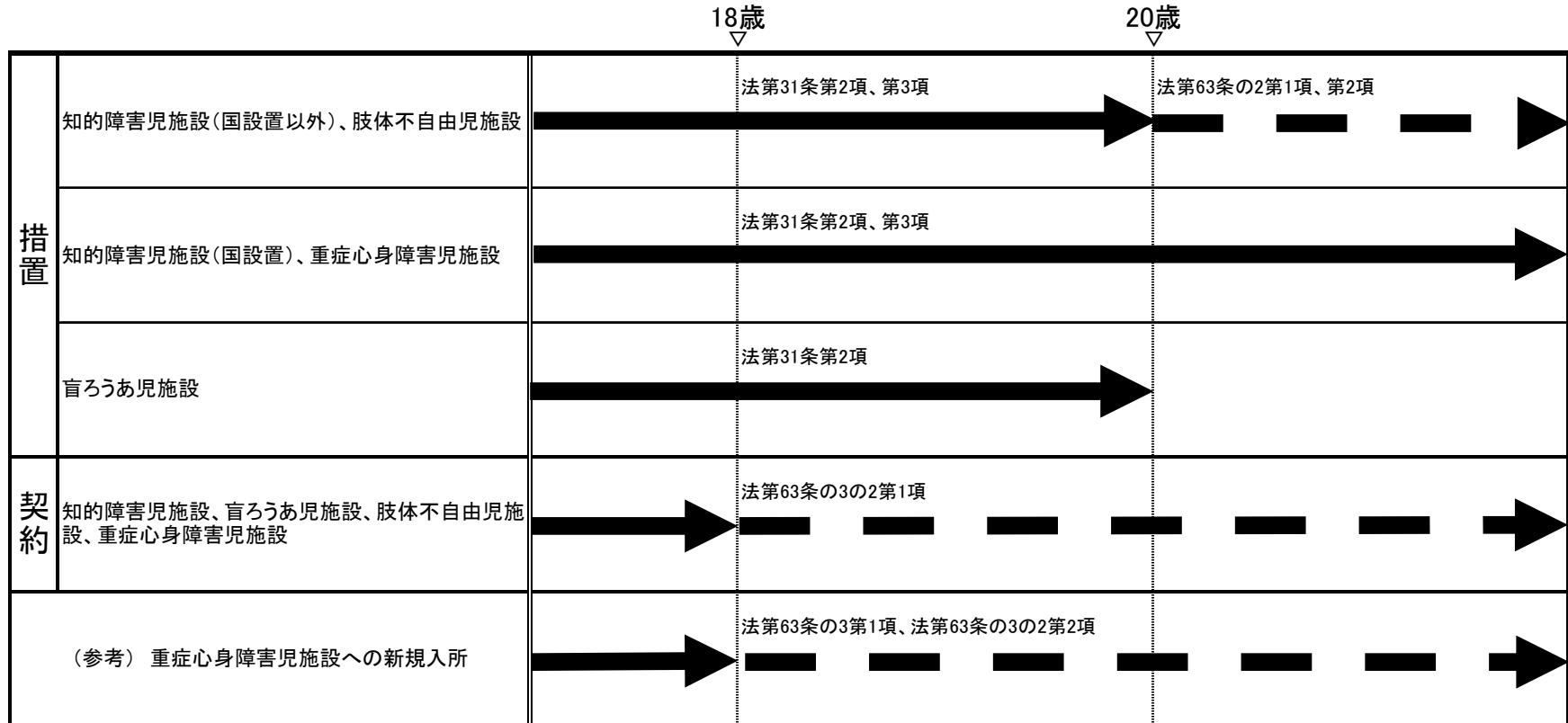
施設類型	予算	予算上の基準	基本単価	30日利用した場合	その他
知的障害児施設	法律に基づく負担金 国 1/2 指定都市 児童相談所設置市 1/2	児童指導員・保育士4. 3:1 施設長、介助員、事務員、嘱託医 (2名)、(栄養士、調理員)	667単位 (+57単位)	200, 100円 (217, 200円)	この一部について、利用者が定率負担する。また、調理員等の人件費及び調理員については、原則自己負担 ※ その他職員加配や障害程度に応じた加算制度あり
第1種自閉症児施設		児童指導員・保育士 6. 7:1	309単位 (+医療費)	92, 700円+医療費	
第2種自閉症児施設		児童指導員・保育士4. 3:1 施設長、介助員、事務員、医師、看護師(2名)、嘱託医(2名)、(栄養士、調理員)	662単位	198, 600円	
盲児施設		児童指導員・保育士 5:1 (幼児の場合 4:1)	606単位 (+57単位) (+78単位)	181, 800円 (198, 900円) (222, 300円)	
ろうあ児施設		施設長、介助員、事務員、嘱託医 (2名)、(栄養士、調理員) ※ろうあ児施設は、嘱託医1名	602単位 (+57単位) (+78単位)	180, 600円 (197, 700円) (221, 100円)	
肢体不自由児施設		児童指導員・保育士 10:1 (少年の場合 20:1)	136単位 (+医療費)	40, 800円+医療費	
肢体不自由児療護施設		児童指導員・保育士3. 5:1 施設長、介助員、事務員、看護師 (50人までは3名)、嘱託医、(栄養士、調理員)	699単位	209, 700円	
重症心身障害児施設		児童指導員、保育士	862単位 (+医療費)	258, 600円 +医療費	

※ ()は、小規模加算と幼児加算

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(入所施設)



在所期間の延長措置について



障害児施設の利用者の年齢構成について(入所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齢期・青年期 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
知的障害児施設	3.2%(311名)	56.8%(5,568名)	40.1%(3,929名)
自閉症児施設	3.4%(8名)	67.2%(158名)	29.4%(69名)
盲児施設	5.8%(8名)	81.0%(111名)	13.1%(18名)
ろうあ児施設	12.1%(20名)	81.2%(134名)	6.7%(11名)
肢体不自由児施設	31.3%(854名)	59.9%(1,634名)	8.9%(242名)
肢体不自由児療護施設	9.7%(23名)	43.5%(103名)	46.8%(111名)
重症心身障害児施設	2.8%(319名)	10.1%(1,131名)	87.1%(9,765名)

〈社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)〉

障害児施設と障害者支援施設の居室・廊下の基準比較

	居室		廊下幅
障害児施設 (福祉型)	1室の人数 15人以下	1人あたり3.3㎡以上	適用無し
障害児施設 (医療型)	(療養病床のみ) 1室の人数 4人以下	患者2人以上の場合 1人あたり4.3㎡以上	廊下幅 1.8㎡以上 (両側に居室ある場合は、2.1㎡以上)
		(小児のみ) 上記の2/3以上で可。 ただし、一の病室の床面積は6.3㎡ 以下であってはならない。	(療養病床のみ) 廊下幅 1.8㎡以上 (両側に居室ある場合は、2.7㎡以上)
障害者支援施設	1室の人数 4人以下	1人あたり9.9㎡以上	廊下幅 1.5㎡以上 (中廊下は、1.8㎡以上)

経過的障害者支援施設 (支援費対象施設)	1室の人数 原則として4人以下	1人あたり6.6㎡以上 (支援費の建物)	廊下幅 1.35㎡以上 (支援費の建物)
		1人あたり3.3㎡以上 (支援費以前の建物)	適用無し (支援費以前の建物)

障害児施設と障害者支援施設の設備概要

	設備		特別な配慮
知的障害児施設	居室、調理室、浴室、便所、 静養室、 医務室（30人以上）	職業指導に必要な設備 （児童の年齢、適性等に 応ずる）	
第2種自閉症児施設	居室、調理室、浴室、便所、静養室、医 務室		
盲児施設	居室、講堂、遊戯室、調理室、浴室、便 所、医務室（30人以上）、静養室（3 0人以上）	訓練室、職業指導に必要な設 備、音楽に関する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 便所の手すり、特殊表示等身体の機能 の不自由を助ける設備
ろうあ児施設	居室、講堂、遊戯室、調理室、浴室、便 所、医務室（30人以上）、静養室（3 0人以上）	訓練室、職業指導に必要な設 備、映写に関する設備	
肢体不自由児療護施設	居室、医務室、静養室、調理室、 浴室、便所	訓練室、屋外訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備を設けること。

第1種自閉症児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、静養室、訓練室、浴室
肢体不自由児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、ギブス室、訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手 工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備（他に適当な施設があるときは 設けることを要しない）、浴室
重症心身障害児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、静養室、訓練室、看護師詰所、浴室

障害者支援施設	訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面場、便所、相談室
---------	----------------------------

障害児入所施設の概要(児童福祉最低基準)

○ 福祉型(病院であることを要件としない障害児入所施設)

施設類型	職員配置		
知的障害児施設	児童指導員及び保育士 おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上	嘱託医(精神科の診療に相当の経験を有する医師)	栄養士(41人以上) 調理員 (調理業務を全部委託する場合を除く。) 職業指導員 (職業指導を行う場合)
第2種自閉症児施設		医師(上に同じ) 看護師(児童20人につき、1人以上)	
盲児施設	児童指導員及び保育士 乳児又は幼児おおむね4人につき1人以上 少年おおむね5人につき1人以上	嘱託医 (眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。)	
ろうあ児施設			
肢体不自由児療護施設	児童指導員及び保育士 乳児又は幼児おおむね3.5で除して得た数以上	嘱託医 看護師	

(参考) 障害者支援施設

障害者支援施設 (生活介護を行う場合)	<p>医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>看護職員 生活介護の単位ごとに1人以上</p> <p>理学療法士又は作業療法士 生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p> <p>生活支援員 生活介護の単位ごとに、3:1~6:1(1人以上は常勤) 平均障害程度区分に応じて必要な数</p> <p>サービス管理責任者 利用者数60人以下:1人以上 利用者数60人以上:利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 1人以上は常勤</p>
------------------------	---

障害児入所施設の概要(児童福祉最低基準)

○ 医療型(病院であることを要件とする障害児入所施設)

施設類型	職員配置		
第1種自閉症児施設	医療法に規定する病院として必要な職員 児童指導員 保育士(※)		自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
肢体不自由児施設		理学療法士又は作業療法士 職業指導員 (職業指導を行う場合)	肢体不自由児施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
重症心身障害児施設		理学療法士又は作業療法士 心理指導を担当する職員	重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

※ 第1種自閉症児施設の児童指導員又は保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上

利用者側から見た障害児施設と障害者支援施設等の比較

【20歳以上の障害児施設と障害者支援施設等利用者の場合】

	根拠条文	利用者負担	支給決定期間	障害程度区分	障害種別	実施主体
障害児施設	児童福祉法	【収入】 原則本人の収入 【軽減】 個別減免	3年以内	判定不要	障害種別あり	都道府県
障害者 支援施設 (生活介護) 療養介護	障害者 自立支援法	【収入】 原則本人の収入 【軽減】 個別減免	3年以内	判定必要 生活介護利用者 (障害程度区分4 以上) 療養介護利用者 (障害程度区分5 以上)	障害種別なし	市町村

児童養護施設等と障害児施設との比較

児童養護施設等

- ・児童養護施設に入所している児童の20.2%は、障害等あり。その内、知的障害8.1%、肢体不自由児0.4%。また、ADHD1.7%となっている
- ・児童自立支援施設に入所している児童の27.3%は、障害等あり。その内、知的障害8.6%、ADHD7.5%、
- ・情緒障害児短期治療施設の59.5%が障害等あり。その内、知的障害8.3%、ADHD9.1%
(平成15年児童養護施設入所児童等調査)

障害児施設

- ・知的障害児施設や肢体不自由児施設に入所している児童の大部分は、社会的養護を必要としている児童。知的障害児施設の入所理由を見ると、養育能力28.1%、離婚等12.4%、虐待・養育放棄が11.3%。平成17年度については、入所数の30.4%が虐待による入所。
(平成18年度全国知的障害児・者施設実態調査報告書)
- ・肢体不自由児施設に入所している児童の4%は、被虐待児。
(「療育施設に入所している被虐待児童についての研究・調査」、平成15年度子育て支援基金事業)

障害児支援に関する現行制度

サービス分野	根拠法	実施主体	備考
<p style="text-align: center;">在宅</p> <p>(居宅介護・児童デイサービス等)</p>	<p>障害者自立支援法</p>	<p>市町村</p>	<p>障害種別による区別なし</p>
<p style="text-align: center;">通所</p> <p>(知的障害児通園施設・肢体不自由児施設 等)</p>	<p>児童福祉法</p>	<p>都道府県 指定都市 児童相談所設置市</p>	<p>障害種別による区別あり</p> <p>(例)</p> <p>知的障害児通園施設: 知的障害</p> <p>重症心身障害児施設: 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複 等</p>
<p style="text-align: center;">入所</p> <p>(重症心身障害児施設・知的障害児施設 等)</p>			

障害児施設などの実施主体

<保育所> <児童養護施設等>

(児童福祉法)

(児童福祉法)

<障害児>

(児童福祉法)

<障害者>

(障害者自立支援法)

【契約】
市町村

【措置】
都道府県、指定都市又は
児童相談所設置市

【支給決定/措置】
都道府県、指定都市又は
児童相談所設置市

【支給決定】
市町村

契約

措置

契約

措置

契約

利用者

利用者

利用者

①申請

②契約

③措置

①申請

③支給決定

③措置

①申請

③支給決定

市町村

都道府県

②報告

都道府県

②意見聴取

②報告

市町村

②市町村審査会において
障害程度区分に関する審査等

児童相談所

児童相談所

①相談(通告)(※)

①相談(通告)(※)

※ 市町村に通告する場合もある。

※ 市町村に通告する場合もある。

措置と契約の取扱いについて

原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。(障害児施設給付費等の支給決定について(平成19年障発0322005号))

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

等の具体的事例

- ・ 親が養育拒否(親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合)をしている場合
- ・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えるると判断された場合